

医療的ケア児支援改正法の施行に向けた今後の対応について

1 改正法の概要

(1) 目的

医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにその家族が保健医療サービスと福祉サービスとの連携による適切な支援を受けられるよう、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策、就労の支援に係る施策等について定め、医療的ケア児及び重症心身障害児の健やかな成長を図り、医療的ケア児等及び重症心身障害者が必要な支援を受けながら地域社会において自立した生活を営むことができ、安心して暮らすことができる社会の実現を推進し、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与すること。

(2) 基本理念

医療的ケア児等及び重症心身障害者が基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営むことができるよう、社会全体で支えることを旨として行われなければならない。

(3) 施行期日

公布日 令和8年7月31日

施行日 令和9年4月1日

2 改正内容

(1) 医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにその家族に対する支援に係る施策について

改正項目	措置対象	概要
支援施策の公表 【新設】 (法第8条関係)	政府	施策に関する資料を作成し随時公表
	地方公共団体	施策の実施状況を随時公表
保育を行う体制 (法第9条関係)	国・地方公共団体 【子ども子育て支援室】	医療的ケア児及び重症心身障害児が在籍する保育所等に対する支援その他必要な措置
	保育所等設置者	看護師等又は喀痰吸引等が可能な介護従事者、保育士等の配置その他必要な措置
	放課後児童健全育成事業を行う者	看護師等又は介護従事者の配置その他必要な措置
社会的養護に係る体制【新設】 (法第9条の2関係)	国・地方公共団体	社会的養護が必要な医療的ケア児及び重症心身障害児が良好な家庭的環境で養育されるための支援その他必要な措置
教育を行う体制 (法第10条関係)	国・地方公共団体 【学校教育室】	① 医療的ケア児及び重症心身障害児が在籍する学校等に対する支援その他必要な措置 ② 医療的ケア児及び重症心身障害児が生涯にわたって学習する機会の確保のため、生涯学習の推進に必要な措置
	学校設置者	看護師等又は介護従事者の配置その他必要な措置
日常生活における支援 (法第11条関係)	国・地方公共団体	医療的ケア児等及び重症心身障害者の自立支援、並びにその家族が、個々の年齢、ケアの種類及び生活に応じて、一時預かりサービス、夜間の居宅において提供されるサービス、通学等の移動支援、重度訪問看護などの必要な支援を受けられるために、福祉サービスを提供する事業所への看護師等の配置その他必要な措置

改正項目	措置対象	概要
切れ目のない医療の提供【 新設 】 (法第11条の2関係)	国・地方公共団体	医療的ケア児及び重症心身障害児が18歳に達した後も切れ目なく地域で必要な医療を受けるために必要な措置
就労の支援【 新設 】 (法第11条の3関係)	国・地方公共団体	① 医療的ケア児等及び重症心身障害者の就労支援に必要な体制整備に努め、公共職業安定所、地域障害者職業センター、社会福祉協議会、教育委員会その他の関係機関等相互の連携を確保しつつ、個々の特性に応じた就労形態による就労機会の確保、就労定着のための支援、事業主に対する支援その他必要な措置 ② 医療的ケア児等及び重症心身障害者が就労のための準備を適切に行えるための支援が学校等において行われるよう必要な措置
	事業主	医療的ケア児等及び重症心身障害者が有する能力を正当評価し、適切な雇用機会を確保するとともに、個々の特性に応じた適正な雇用管理を行い雇用の安定を図るよう努める
住居の確保【 新設 】 (法第11条の4関係)	国・地方公共団体	医療的ケア児等及び重症心身障害者が、地域において自立した生活を営むことができるよう、並びにその家族が希望する期間入居できる共同生活を営むべき住居の確保に必要な措置
相談体制の整備 (法第12条関係)	国・地方公共団体	① 医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにその家族その他の関係者からの各種相談に対し、個々の特性に配慮しつつ総合的に応ずることができるよう、関係機関等の連携の下、必要な相談体制を整備 ② 医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにその家族が孤立することのないよう、 <u>互いに支え合う交流活動に対する支援、関係機関等紹介、情報提供及び助言</u> その他必要な措置（ピアサポート）
医療的ケア児等支援センター (法第14条関係)	都道府県・指定都市・中核市・その他政令で定める市又は特別区 (設置者)	① 医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにその家族その他関係者に対し、専門的に相談に応じ、又は情報提供若しくは助言その他支援 ② 関係機関等に対し医療的ケアその他の支援についての情報提供及び研修を行う ③ 医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにその家族に対する支援に関して、関係機関等との連絡調整を行う ④ 医療的ケア児等及び重症心身障害者に係る <u>個別避難計画の作成への協力</u> ⑤ <u>災害時において市町村と連携し必要な情報提供を行う</u>

改正項目	措置対象	概要
地域支援協議会 【新設】 (法第18条の2関係)	都道府県・指定都市・中核市・その他政令で定める市又は特別区	医療的ケア児等及び重症心身障害並びにその家族の支援体制の整備を図るため、医療的ケア児等及び重症心身障害並びにその家族、学識経験者その他関係者並びに関係機関等により構成される医療的ケア児等支援地域協議会を置くことができる

(2) 補則について

改正項目	措置対象	概要
人材の確保 (法第20条、第20条の2関係)	国・地方公共団体	① 医療的ケアその他の支援を行うことができる人材を確保するため、 研修の実施方法の見直し その他必要な措置 ② 医療的ケアの提供の在り方について適宜見直し を行う
研究開発等の促進 (法第21条関係)	国・地方公共団体	① 医療的ケアを行うために用いられる医療機器の研究開発その他 医療的ケア児等及び重症心身障害者の日常生活及び社会生活の質の維持向上に資する技術の研究開発並びにそれらの成果の活用 が推進されるよう必要な措置 ② 医療的ケア児等及び重症心身障害者の数の把握、医療的ケアを必要とする程度を判定する基準の定期的な見直し その他必要な調査研究が推進されるよう必要な措置
地域格差是正の検証 【新設】 (法第22条関係)	国・地方公共団体	医療的ケア児等支援センターの組織及び運営体制並びに居住する地域における医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにその保護者の意思を損料した教育の実施そのた各地域における支援の状況の検証を行い、検証結果を踏まえ、地域格差を是正するため必要な措置

3 今後の対応（案）

(1) 支援に係る施策等について

庁内及び市町村における役割を整理するとともに、引き続き、支援推進会議等における検討や必要に応じてニーズ調査を実施するなどして、課題抽出した上で必要な支援につなげていく。

(2) 医療的ケア児等支援センターについて

ア 役割等の整理

令和7年度に実施した「重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者に係る実態調査」の結果を基礎資料とし、他県や国の動向及び予算措置状況などを踏まえつつ、受託者であるみちのく療育園メディカルセンター及び岩手県社会福祉事業団など関係機関・団体等との協議や、支援センター運営協議会における意見交換を行いながら、支援対象者の拡大に伴うセンターの役割等を整理していく。

イ 災害に関する支援について

市町村や災害に関する民間団体等と、個別避難計画策定の対象となる医療的ケア児等の情報共有を行い、市町村との連携体制を構築する。